

婦人関係資料シリーズ
国際資料 No. 22

世界の婦人たち

—東南アジア及太平洋の諸国—

52

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で、婦人たちはどのような生活をしているか、
 どのような問題が起っているか、ということに関心をもたれるかたが
 たに、新しい情報をお聞えするために、婦人少年局では国際資料「
 世界の婦人たち」を刊行しております。すでにフランス及びフィンラ
 ンドの婦人の生活についてお知らせしましたが、今回は東南アジア
 及太平洋の諸国（セイロン・ヒルマ・インドネシア・フィリピン
 ・トンガ・タイ・ヴェトナム・カンボジア・オーストラリア・パキ
 スタン）に於ける婦人の地位をご紹介します。

これは、オムニバス「平等婦人会議の報告書」から抜粋、抄訳したも
 のです。

1952年12月

労働省婦人少年局

〔世界の婦人たち〕 国際資料

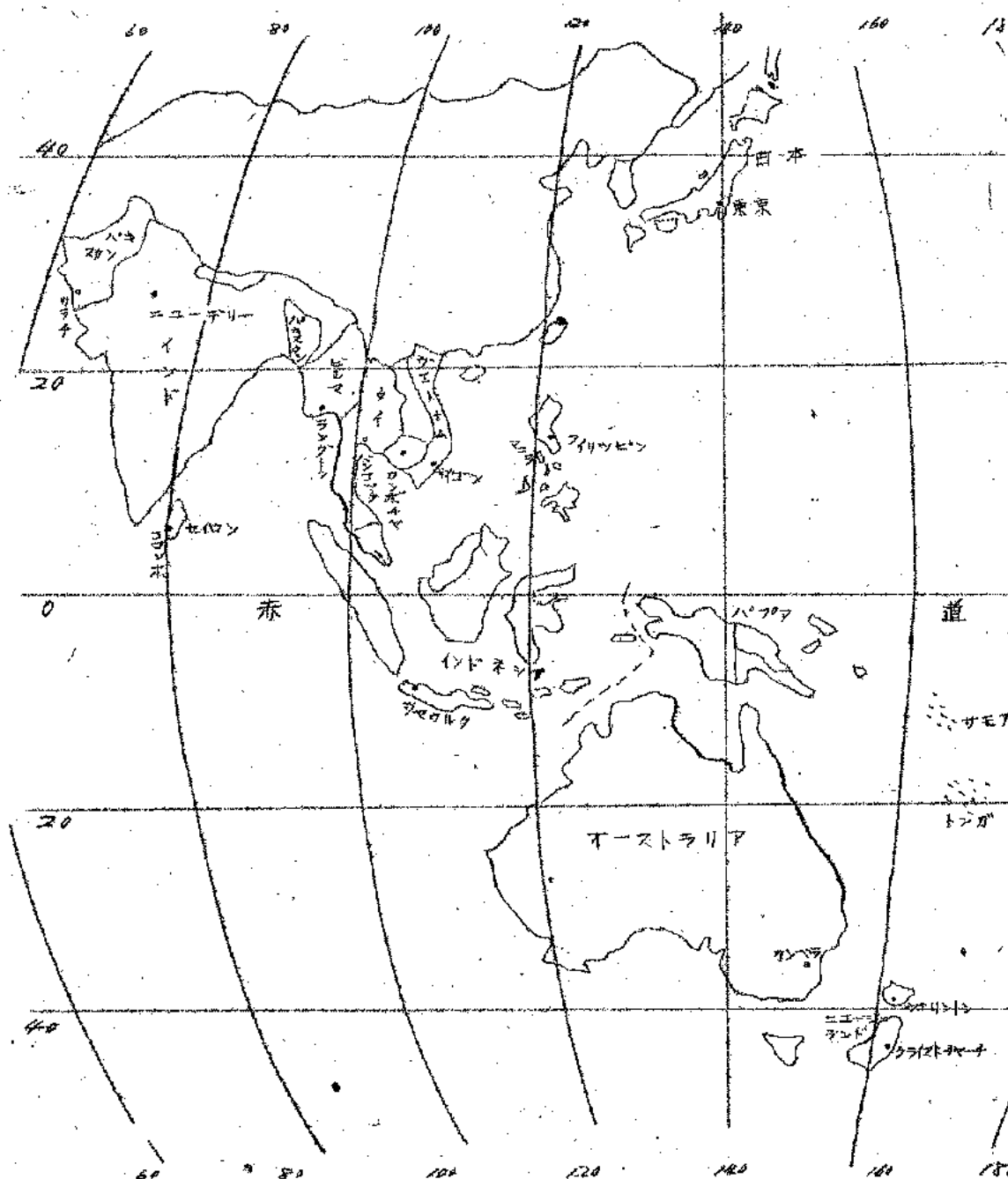
婦人関係資料シリーズ

○ 国際資料 N. O. 18

〔世界の婦人たち フランス、フィンランド〕

1952年8月刊

東南アジア及太平洋の諸国



東南アジア及太平洋における婦人の地位

オーストラリア太平洋婦人会議報告書より

オーストラリア太平洋婦人会議は、1952年1月1日より25日まで、ニュージーランドのクライスト・チャーチにおいて下記の15ヶ国から26名が参加して、「婦人の地位」「教育」「経済の相互依存」「社会状況及び政治的緊迫」の4つの議題について行われました。会議は各議題ごとに午前中各国代表の円卓会議を行い午後これを公開会議に報告するという形式で行われました。以下は1月14日、15日の両日行われた婦人の地位に関する各国代表の発表です。

なおオーストラリア、日本の婦人の地位について菅友郎氏が報告を行っていますが、その内容はここには省略いたします。

オーストラリア	20人	パキスタン	1人
ビルマ	1	バングラ	1
カンボジア	2	フィリピン	1
セイロン	1	サモア	1
ハワイ	20	タヒチ	2
インド	2	トンガ	4
インドネシア	2	アメリカ合衆国	5
日本	2	ヴェトナム	3
ニュージーランド	26	南太平洋諸島	2
		計	26

セイロン

セイロンの人口の大部分を占めるシンハールスはインドから来たものですが、その他の民族による侵略が度々行われ、その度に生活様式にそれぞれなごりを残してゆきました。

マホメット教徒について主要なのはポルトガル人、オランダ人、イギリス人の子孫です。彼等は洋服を着、英語を話し、外見はむしろ西洋的ですが、

セイロンの婦人の地位は古代から特異なものでした。主に基督教の影響により婦人は尊敬されています。婦人は尊敬され、天の財産の後継者であり、家庭の主婦であり、同時に天の友人でもあります。

近年、大した圧力もなく婦人に参政権が与えられました。

現在、婦人の国会議員、上院議員があり、又地方政府にも任じています。

結婚の慣習はさまざまです。或地方では男子は妻の家に入り、妻の財産を保護し妻の如く扱われます。これらの地方では夫が妻を虐待し、妻が夫を逐出することができます。夫が逐い出される時には、慣習によつて、おがつて歩く杖と、瓦甕をしのぐ前傘と、ヒルにかまれた時になおすライムの果(レモンのようなもの)が与えられます。

女子は21歳になるまでは両親の承諾なしに結婚することはできません。

一般の慣習は宗教的背景に従つてさまざまです。しかし現在婦人は暇の外に出で学校へ通い、婦人団体の活動に進んで参加しています。

死亡率の著しい減少と、出生率の増加は新しい問題をもたらしました。即ち婦人は経済的、又健康的理由により産児制限の必要を感じ出しています。

セイロンの殆どどの職業は婦人にひらかれています。婦人は、教師、辯護士、医師と共に、同権を享受し、同一労働同一賃金の原則のもとに働いています。しかしながら農村婦人の経済的欲求は常に要する問題であり、これは社会事業家や政府の重大関心事となっています。

欲求によつてふきこまれた新しい復興の気運は強い支持を得、セイロンの婦人は自らの機会と責任に目ざめています。国のバックボーンは今なお地方人口と緊密に結びつき、将来の国家の幸福は、幸福で且健康な賢民階級にかつていているのです。

セイロン上院議員 ケーレイ(C. Cooray) 女史の報告

ビルマ

ビルマ連邦においては、男女は平等に市民権を得ています。即ち婦人も男子と同等の政治上の権利をもち、既婚の婦人は結婚後も以前の国籍をもっていることが出来ます。男女は同等の投票権をもち、行政及び立法の公取につくこともでき、又同一賃金で裁判所の如くに任命されます。

家族関係は民法で定められ、夫々の宗教の教派によつて異なり、各派によつて施行されます。一夫多妻はゆるされますが、一妻多夫はゆるされていません。夫がもし一妻以上妻を養つておいたならば、妻は夫を再婚する権利をもっています。妻は結婚する時にもつてきた自分の財産をそのまま所有することができます。

相続法としてはかつて子供は同等に財産の分け前をうけます。但し、長子が男の場合には長男が遺産の大部分をうけることになつてしまふ。

現在では多くの婦人団体が作られています。又婦人は専門職業、商業、産業等に働くことができます。専門職業では教師、看護婦、財産婦が最も多く、医師、社会事業、法律、ジャーナリズム方面に働く割合は少なくなつています。若い婦人たちは銀行、政府機関、輸送、商工業、商會に、クイビストや事務員として働いています。

まづ、長時間労働、貧弱な衛生状態、低賃金等がビルマの主要な問題となっています。しかし全体的に云えばビルマの婦人はその他の東方諸国よりも自由で幸福です。前記の婦人にくらべてさえ、或面ではより自由で幸福であるといえます。保護立法の必要は少ししかみられません。しかし特に婦人のための職業教育の必要性と、家庭外の活動範囲を拡げるための施設と諸施設の増加が強く求められています。

ラングーン警察母子福祉協会会長

ミント (Kyaw Myint) 夫人報告

インドネシア

インドネシアの婦人は一世紀以上もの間、地位の向上のために戦

つてきました。すなわちノタヨの年からノタマの年に至るまでの間に、既婚婦人の地位、一夫多妻、遺言或等の重要な事項がくりあげられてきました。しかしその結果得たものは日本も領土下にしてうしろをわねてしまいました。しかし、ノタマの年、インドネシアが独立を宣言したときに大きな変化がやつてきました。婦人の地位は新しい共和国の発展につれて、非常に重要であると思はれました。インドネシアの婦人は独立のための戦いに非常に寄与したため、婦人の地位は始めから顕著でした。婦人は今日、男子と同等の権利と責任をもっています。

婦人は男子と同等の政治上の権利をもち、教育上の男女の差別はありません。又同一労働同一賃金制が実施されています。統計によれば、全労働者数の44%は婦人労働者です。しかし、この人数は労働登記が強制されていないので、正式に規定することはできません。

最大の問題は婚姻法にあります。というのは人口の90%はモスレム法に属して生活しているからです。ノタマの年には婚姻法を研究するための特別委員会が設けられました。この婚姻法は既婚婦人の地位を高めるためには根本的改訂が必要なのです。

インドネシア国会議員

ソシロワチ (Soesilowati) 女史報告

フィリッピン

スペイン人がフィリッピンに来る前はフィリッピンの婦人は男子と同様、権利と特権を享受していました。スペイン人は男女に法律上の差別のあるスペインの法律をもつてきたのです。しかし今日婦人は以前の地位をとりもどしつつあります。結婚に関しては結婚年齢を女子18歳、男子20歳と女子の方を低く定められています。それは女子が男子よりも精神的に早熟で、又男子は家族を支えねばならないということを意味しています。生計費は主として夫の所有財産から、次に夫の、最後に妻の所有財産から支出されねばなりません。フィリッピンにおいては離婚はありません。いつれよに暮すことが不可能な夫婦に対しては法律上の別居という制度が設けられてい

ます。妻がそれを望み、丈夫の同意の法律が許すならば妻は夫の同意に入ります。親戚法においては、性による差別はありません。妻は家産の財産を握り、家事を処理します。

婦人は今日夫々の職業における契約を行うことができます。又夫の同意なしに遺産をさめることも、夫婦の共有財産内における自分の分け前を処理することもできます。ノタマの年以來婦人は参政権をもち、現在上院にノ人下院に数人の婦人代議員がいます。しかし司法分野においては婦人は前の州事までにとどまり、国政の重要な地位にある婦人は殆んどいません。

最近25年間同の教育の進歩にともない、婦人は自己を主張し、男子と同様に政府の重要な地位につくことを、更に要求できるようになる傾向をみえています。この数年間、婦人は無能な、不正な変更を糾正し、公開選挙を確立するために闘争しています。

フィリッピン婦人所有権者同盟会長

バルボア (Balboa) 夫人の報告

トンガ

トンガの婦人は昔から尊敬されて来て、重労働をしなければならないようなことは決してありませんでした。王国の指導者は婦人で、彼らは人民の主要な模範となっています。村には婦人団結があり、家庭生活の清潔という面で公衆衛生省の報告を実施して活動しています。女子は看護婦や教師にどんどんなっています。裁判所の試験にもノ人通りしました。トンガの婦人はまだ投票権をもつていません。しかし数人の婦人が署名した手紙が議会に送られ、成功をみましたので、次の選挙には婦人も投票したり、国会議員候補になつていけると慰められます。トンガの婦人はまだ政治的な力を多分にもつていないといえますが、高い教育をうけると従って、政治的な力も増すようになるでしょう。

トンガ婦人団体指導者

ヘルー (Hanihi Helu) 夫人の報告

(8)

タイ

50年前のタイの婦人は、保護者につきそわれて大きな衆に出席するような、ごくわずかの場合を除いては家を出ることは許されていませんでした。婦人は家の主であり、家事にのみたづさわるように考えられてきました。

しかし今日ではこういう慣習は変つてきました。女子はすべて四年制学校へ行かねばなりません。それ以後も希望するものはいくらでも長く勉強することができます。

現在婦人の医師、教師、弁護士がいます。婦人は投票権をもっています。又結婚すれば法律によつて保護されます。即ち結婚が登録されると妻の地位は法定のものとなります。妻は自分の利益と、子供達のために夫の財産を相続する権利をもっています。婦人が自分の意のままによつて救をできる今日、一夫多妻の習慣はほろびつゝあります。多くの婦人団体は教育及び慈善のために作られていて、福祉救済事業のために協力しています。国民は、寛容について教えている僧侶の信者だからです。

タイ国母子院監監督官

ムシカマ (Sammy Muekhabumma)

女史の報告

ヴェトナム

ヴェトナムは小さな国で国民はよく中国人と混同されます。有史的にも伝統的にも文化は非常に中国と似ています。しかし過去30年間にヴェトナムの婦人は自国の古い伝統の価値を認め、同時に西欧の生活様式を実行してきました。

婦人は法律上男子とまったく同様の権利をもちています。即ち財産所有の権利、教育と職業の権利、結社、言論の自由、同一賃金同一職金の権利等です。婦人は医師や化学者になつています。しかし当然多くてよい等の教師にはあまり関心を示していません。

ヴェトナムの婦人の最大の問題は一夫多妻です。都市の住民は西歐的なくらしをしています。地方の住民は、特に婦人は非常に苦

(9)

しんでいます。妻は夫のむこうみずに対して多分に不満をもっています。というのは、つまり子供が多すぎることに、それだけ充分な食料がないことはそれだけ婦人がはげしく働かなければならないということや又大変不幸になる機会が多いということを意味するからです。

ヴェトナムの婦人は社会的な仕事や地域社会の厚生に盡力するという考えがたに、もつとされる必要があります。といつてもヴェトナムの婦人は利己的だというのではなく、彼らは現在まで家族や家庭の仕事に専心していて、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカの婦人のように家庭以外の社会的仕事をしていなかったということなのです。

サイゴン、ギアロング大専理事

チャウ (Nguyen Thi Chau)

女史の報告

カンボジア

カンボジアの婦人にとってさしせまつた問題は二つあります。

その一つは棄てられた妻、離婚された妻の問題です。これらの婦人はしばしば貧困な状態にとりのこされます。この方面の改良がのぞまれるのです。

その二は「こびの賣買」ということです。このいまわしい言葉は、男のなぐさみものに用いられ、そして捨てられた15才から18才までの少女の生活を表しています。少女達は互いの保護もなく棄てられ、何の助けも与えられず、しかも再び意義のある、幸福な生活に立ち返る機会は少ししかないのです。

雑誌記者 ヴァンシー (Sim Vansy) 女史の報告

オーストラリア

オーストラリアに於ける婦人の地位は今日なお非常に複雑です。この幾分かは家庭外の活動範囲を広げようと努力しながら婦人自身の罪でもあるのです。家庭は勿論国家の中心であり、中核となるものです。しかし婦人は又、より高い視野をもつべきなのです。

大英業家の重役、技師、医師、教師、科学者、職工、その他の職業への婦人の進出によつてオーストラリアの實業界、専門職業界は非常に充實されました。ノタムス章、メンジス首相は「オーストラリアの婦人は経済、法律、産業及び政治的利権に対する要求を確立しました。私は公的、私的の生活において、又職業的、政治的機会において性的差別が全くないと心から云える日の来ることを望んでやみません」と云いましたがこの理想はいまだ完全に実現させているとはいえません。同一労働同一賃金の原則は職業界では守られていないといえ、尚多くのものを残しています。現在約100万の婦人が神職士として職業していますが、婦人の判事はおりません、しかし婦人がそういう仕事につくことを制限するものはありません。即ち政治的に男は同権でありながら、経済的には同一ではないのです。今日女教師の俸給は、男子教師の75%です。公務においては女子の基本給は男子の約75%です。婦人の教師も官吏も結婚すれば退職しなければなりません。補充又は臨時雇いを除いては産婦婦人の就職は禁止されているのです。しかし私共は進んでまいりました。現在も進んでいます。やがて成功するでしょう。

上院議員ロバートソン (Agnes Robertson) 女史の報告

パキスタン

イスラム教の研究の結果、この国にはもともと男女同一の法的又道徳的標準がおかれていたということが明らかにされました。婦人の仕事はまず家庭、それから社会奉仕の分野においてでした。それが時が進むにつれて、教育の不足や地方的環境が婦人は家庭内でのみとどまるものだという考えを盛り出すようになってきたのです。

しかしパキスタンが自由を獲得してから、この考えは急速に変つていきます。家事に関する夫婦の権利と義務を管理する法令の規定は何もありません。結婚は男子と女子の間の民法上の契約です。夫婦それぞれが財産の取得及び処理に関して男女間には何の差別もありません。

経済的にも、パキスタンにおいては婦人は農業、商業、工業、専

門的職業のどれに従事することも、又これを行うことも契約上の互かな責務をもっており、亦三者に対して男子と同様の権利と責任をもっています。婦人は参政、相親、結婚、離婚の広い権利をもっています。

パキスタンの独立と共に、婦人の責任は増加し、避難民の歴大な流入に伴つて増大する社会奉仕が彼女達の戸頭に大きな重課を残しました。

パキスタンの婦人は男子と共に同連の理想に就つて、幾分は、しかも進歩的な国家の建設を誓っています。婦人は名譽に甘んずることは出来ず、前進せねばならぬことを感じています。彼女らが今後進歩的である代りに自己満足してしまふとか、或いは逆コースを辿るというようなことは考えられないことです。

ハルーン (Begum Fasha Haroon) 女史の報告